

**e-Gov電子申請システムを使用した
少量新規化学物質・低生産量新規化学物質製造輸入申出
提出マニュアル
(令和7年度版)**

令和6年11月11日

経済産業省産業保安・安全グループ
化学物質管理課化学物質安全室

本提出マニュアルは、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）に基づく少量新規化学物質及び低生産量新規化学物質の確認制度にて電子申出（e-Gov電子申請システムによる申出）を行う場合における、申出書データ等のオンラインによる提出方法について解説したものです。

なお、少量新規化学物質及び低生産量新規化学物質の確認制度における申出手続全般については、下記の案内をご参照ください。

□ 少量新規化学物質の申出手続について（令和7年度版） 

□ 低生産量新規化学物質の申出手続について（令和7年度版） 

■少量新規化学物質・低生産量新規化学物質の電子申出に関する経済産業省のお問合せ先

経済産業省産業保安・安全グループ 化学物質管理課化学物質安全室 審査班

電子申出に関するお問合せ先：bzl-shoryoshinki-system@meti.go.jp

※電子メールの件名は、該当するお問合せに応じて、『少量新規申出に関する問合せ（***株式会社）』又は『低生産量新規申出に関する問合せ（***株式会社）』（注：括弧内にはお問合せ者の会社名等を記載）としてください。

また、本文には、質問内容に加え、お問合せされる方の会社名・所属・氏名、電話番号、連絡希望時間帯（問合せ日を含め3営業日以内でお電話が受け取れる時間帯）を必ず記載してください。

目次

1. 電子申出とは.....	3
2. オンライン提出の事前準備①(e-Govアカウントの登録).....	4
3. オンライン提出の事前準備②(ブラウザの設定確認).....	7
4. オンライン提出の事前準備③(アプリケーションのインストール・設定).....	8
5. オンライン提出の手順.....	12

（参考）

・ e-Gov電子申請におけるマイページの主な機能.....	18
・ 「補正通知」が届いた際の対応手順.....	19
・ 「拒否通知」が届いた際の対応手順.....	25

◎本資料中のには当該ホームページ(資料掲載ページ)のリンクを貼っており、クリックすると該当ページに飛べるようにしています。
(クリックしても飛べない場合は、の上で右クリックし、「リンクを新しいウィンドウで開く」を選択してください。)

1. 電子申出とは

電子申出とは、

- 1) パソコンにインストールした申出システム¹を用いて申出書データ等を作成し、
- 2) デジタル庁が運営するe-Gov電子申請を利用して、**申出書データ等をオンラインで提出**する、

申出方法の一つです。

※「申出書データ等」とは、申出事項を入力した申出システムに、別途用意した用途証明書（PDFファイル）や構造式ファイル（MOLファイル形式）を取り込み、申出システム上でzipファイル（圧縮ファイル）にて出力したものを指します。

- 1) の申出システムのインストールや操作方法是右のリンクからご参照ください。 [✓HP](#)

◆注 意◆ 申出システムは、必ず最新バージョン(ver7.03)をご使用ください

○申出システムは、必ず**ver7.03**を使用してください。ver7.02以前の旧バージョンの申出システムを使用して作成した申出書は受け付けることができません。旧バージョンの申出システムは、更新プログラムを利用してアップデートしてください。

- 2) のオンラインによる提出方法については、本資料の中で説明しています。

- 電子申出におけるオンライン提出を初めて行う際には、あらかじめp 4～p 11の手順による**事前準備①～③**を必ず行ってください。

(注)オンライン提出の際に、申出者を認証するための「**申出者コード**」(ユーザID: 数字5桁)が必要となります。電子申出を初めて行う際、事前に申出者コードの取得手続きを行ってください。

手続方法については、申出手続案内(p 2)及び下記のホームページをご参照ください(申出者コード取得の申出は随時受け付けていますが、年9回の受付締切日から取得までに概ね3週間を要しますので、お早めにお手続きください。)。

➤ 申出者コードに関する手続案内 [✓HP](#)

- 申出書の受付期間において申出書データ等をオンラインで提出する際の手順については、p 12以降をご参照ください。

¹ 化審法低生産量・少量新規化学物質申出システム。

2. オンライン提出の事前準備①(e-Govアカウントの登録)

電子申出は、e-Gov電子申請アプリケーションをインストールして、当該アプリケーションを起動しログインして行います。ログインできるようにするために、あらかじめ以下の手順でe-Govアカウントの登録を行います。

(注) GビズIDやMicrosoftアカウントをお持ちの方は、それらを利用することができ、e-Govアカウントの登録は不要ですので、p 7へ進んでください。

➤ GビズIDとは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。詳細は、[✓HP](#) をご参照ください。

①e-Gov電子申請のページにアクセスし、『利用準備』をクリックします。

➤ e-Gov電子申請のページ [✓HP](#)



②『アカウントの準備』をクリックします。

利用準備

e-Gov電子申請の利用にあたって、必要な準備を行います。

電子証明書が必要か確認します



電子申請の対象手続に応じ、電子証明書の取得が必要な場合があります。
※電子証明書は、書面による手続における実印、印鑑証明書に相当します。

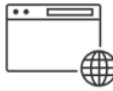
パソコン環境の設定を行います

1 アカウントの準備



e-Govアカウント、GビズID、または他認証サービスのアカウントを利用できます。

2 ブラウザの設定



ブラウザの設定を確認します。

3 アプリケーションのインストール



e-Gov電子申請を利用するためのアプリケーションをインストールします。

③『e-Govアカウントを登録』をクリックします。

パソコン環境の設定を行います

1 アカウントの準備

e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。

e-Govアカウントの登録をするか、GビズID、または他認証サービスのアカウントが利用できます。

e-Govで使えるアカウントサービス

サービス名	概要	アカウントの登録方法
e-Govアカウント	e-Govサービス共通のアカウントで利用できるアカウントです。 e-Govアカウントを登録の際は、事前に e-Govアカウント利用規約 をご確認ください。 アカウントの登録方法はヘルプページより e-Govアカウントの登録方法 をご確認ください。	e-Govアカウントは以下より登録してください。 ・e-Govアカウントを登録
GビズID	GビズIDは、1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。 GビズIDから属性情報を取得し、電子申請の基本情報として利用できます。 GビズID利用時の注意事項 をご確認ください。	GビズIDをお持ちでない方は、以下より登録してください。 ・ GビズID
Microsoftアカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。	Microsoftアカウントをお持ちでない方は、以下より登録してください。 ・ Microsoftアカウント

GビズIDやMicrosoftアカウントを利用することができます。詳細はこちらをご確認ください。

④仮登録入力画面でメールアドレスを入力し、チェックボックスにチェックを入れます。その後『内容を確認』を、続いて『登録』をクリックします。

e-GOV アカウント

仮登録入力

仮登録内容確認

仮登録完了

e-Govアカウント仮登録入力

e-Govアカウントはマイページにログインする時など、e-サービスにお使いいただけます。
最初に受信可能な電子メールアドレスを入力してください。

メールアドレスは、パスワードの再設定等に必要となる重要な情報ですので、失念しないようご注意ください。

必須 メールアドレス

abcd@efg.jp

チェック (✓) を入れる

☒ 私はロボットではありません



このページを閉じる

- ⑤『登録』をクリックすると仮登録完了画面が表示され、本登録手続メールが、④で入力したメールアドレス宛てに送信されます。メール本文中のURLをすぐにクリックし、本登録の手続を行います。

(本登録手続メール)

e-Gov をご利用いただきありがとうございます。

e-Gov アカウント : _____ の登録はまだ完了していません。

以下の URL をクリックしてメールアドレスの確認及びアカウントの本登録をお願いします。

[URL] https://account.e-gov.go.jp/user/user-registration/init?url_param=odsHY10uJpY69ds7mq221Nyu4wQjzJf5AC3aK6QojMA1KHdegkUsXoYHsKIQ86otYw9y18mUG3xpWRoVavbHxK97RLfhdIYEqXfNGJMJa0P7oGAugBod4SB8BXTvUj1G

(注) この URL の有効期限は 1 時間です。有効期限を過ぎてしまった場合には、もう一度アカウント仮登録からやり直してください。

この案内メールにお心当たりの無い方は、このメールを削除いただけますようお願いいたします。

※この電子メールアドレスは配信専用です。この案内メールに返信しないようお願いいたします。

(このメールに関する問合せ先)

e-Gov 利用者サポートデスク

[URL] <https://www.e-gov.go.jp/contact/inquiry.html>

本文中のURLをすぐに
クリックしてください。

- ⑥本登録入力画面でメールアドレスとパスワードを入力し、『内容を確認』をクリックすると、e-Govアカウントの登録は完了となります。

e-GOV アカウント

本登録入力 本登録内容確認 本登録完了

e-Govアカウント本登録入力

本登録を行います。
ログインに使用するパスワードを設定してください。

必要 メールアドレス

仮登録時のメールアドレスを表示しています。

必要 パスワード

パスワード確認: なし

英数字8文字以上で半角英字に限定。数字・記号「!@#\$%^&*()_+=-~」から4文字以上を任意で入力してください。半角英字は、大文字と小文字を混合して入力してください。

必要 パスワード確認

確認のためもう一度入力してください。

内容を確認

ご自身でパスワードを設定してください。

3. オンライン提出の事前準備②(ブラウザの設定)

①利用準備のページで『ブラウザの設定』をクリックします。

➤ e-Gov電子申請/利用準備のページ [✓HP](#)

e-GOV 電子申請

トップ | 電子申請について | **利用準備** | 手続検索 | ヘルプ

トップ > 利用準備

利用準備

e-Gov電子申請の利用にあたって、必要な準備を行います。

電子証明書が必要か確認します



電子申請の対象手続に応じ、電子証明書の取得が必要な場合があります。
※電子証明書は、書面による手続における実印、印鑑証明書に相当します。

パソコン環境の設定を行います

1 アカウントの準備 >


e-Govアカウント、GbizID、または他認証サービスのアカウントを利用できます。

2 ブラウザの設定 >


ブラウザの設定を確認します。

3 アプリケーションのインストール >


e-Gov電子申請を利用するためのアプリケーションをインストールします。

②ブラウザの設定を確認し、必要に応じて設定を行います。

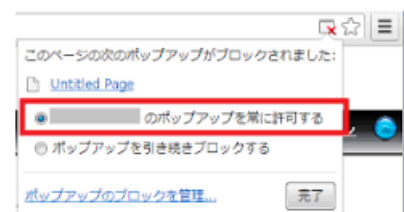
2 ブラウザの設定

ブラウザの設定を確認し、必要な方は設定を行います。

ポップアップブロックの解除

ブラウザのポップアップブロックを解除します。
ブロックが有効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合があります。

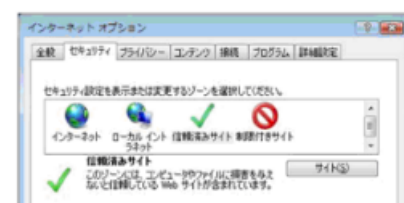
[設定手順を確認](#)



信頼済みサイトへの登録(Internet Explorer 11の場合のみ)

本サイトを「信頼済みサイト」に登録します。
未登録のまま利用すると、警告メッセージ等が表示される場合があります。

[設定手順を確認](#)



4. オンライン提出の事前準備③(アプリケーションのインストール・設定)

電子申出を行う際に使用するe-Gov電子申請アプリケーションについて、以下の手順でインストールと設定を行います。

①利用準備のページで『アプリケーションのインストール』をクリックします。

➤ e-Gov電子申請/利用準備のページ [HP](#)

e-GOV 電子申請

トップ | 電子申請について | **利用準備** | 手続検索 | ヘルプ

トップ > 利用準備

利用準備

e-Gov電子申請の利用にあたって、必要な準備を行います。

電子証明書が必要か確認します

電子申請の対象手続に応じ、電子証明書の取得が必要な場合があります。
※電子証明書は、書面による手続における実印、印鑑証明書に相当します。

1 アカウントの準備 >

e-Govアカウント、GビズID、または他認証サービスのアカウントを利用できます。

2 ブラウザの設定 >

ブラウザの設定を確認します。

3 アプリケーションのインストール >

e-Gov電子申請を利用するためのアプリケーションをインストールします。

②『e-Gov電子申請アプリケーションのダウンロード』をクリックし、アプリケーションのダウンロード・インストールを行います。その後、マイページへと進みます。

3 アプリケーションのインストール

e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。
なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。

Windows版

e-Gov電子申請アプリケーションのダウンロード (Windows版)

[インストール手順を確認 \(Windows版\)](#)

macOS版

e-Gov電子申請アプリケーションのダウンロード (mac OS版)

[インストール手順を確認 \(mac OS版\)](#)

準備が出来たらマイページへ

マイページへ (e-Gov電子申請アプリケーション起動)

- ③『e-Gov電子申請アプリケーションを起動』をクリックし、アプリケーションの起動を許可します。

e-Gov電子申請アプリケーション起動

申請等の手続は「e-Gov電子申請アプリケーション」をインストールがお済みの場合は、下のボタンからアプリ

e-Gov電子申請アプリケーションを起動

☐ 次回からはこの画面を省略し、直接アプリケーション

e-Gov電子申請アプリケーションのイン

e-Gov電子申請アプリケーションのインストールがお済みでない方は、こちらからダウンロードしてインストールしてください。

[e-Gov電子申請アプリケーションのダウンロード](#)



- ④e-Govアカウントの登録時に登録した『メールアドレス』、『パスワード』を入力し、『ログイン』をクリックします（GビズID又はMicrosoftアカウントでもログイン可能です。）。

e-Govアカウントログイン

メールアドレス

パスワード

[パスワードを忘れた方](#)

ログイン

[e-Govアカウント登録ページへ](#)

または以下のアカウントでログイン

 GビズIDでログイン

 Microsoftでログイン

初回ログイン時は、2要素認証（スキップ可能）又は追加認証が求められます。

認証の設定については、右のリンクに案内があります。 [✓HP](#)

マイページへ

GビズID又はMicrosoftアカウントをお持ちの方は、こちらからログインしてください。

⑤画面右上の『アカウント』をクリックしてメニューを開き、『利用者設定』を選択します。



⑥「案件ステータス」を『受信する』に設定し、『内容を確認』をクリックします。

※「案件ステータス」を『受信する』に設定すると、審査の進捗状況が更新された際に、当局からお知らせメールが送信されるようになります。

(参考) メール通知設定 F A Q : [✓HP](#)



⑦設定内容を確認し、『変更』をクリックします。

利用者設定変更内容確認

| 関心のある手続分野

手続分野分類の追加により、関心のある手続分野を指定できます。

現在、関心のある手続分野は登録されていません。

| メール通知設定

各種メール通知の配信設定が可能です。

日次サマリー	受信しない	暗号化しない
案件ステータス	受信する	暗号化しない
手数料等納付のご連絡	受信しない	
手数料等納付確認のご連絡	受信しない	
手数料等納付期限のご連絡	受信しない	

修正

変更

設定変更完了画面が表示されます。

利用者設定変更完了

利用者設定の変更が完了しました。

マイページトップへ

以上で、電子申出を行うための事前準備は完了となります。

パソコンのデスクトップに、アプリケーションのアイコンが生成されます。電子申出は、このアイコンからログインして行います。



アイコンをクリックしてログインすると、e-Govアプリケーションが起動し、電子申出を行うマイページにアクセスできます。

5. オンライン提出の手順

本資料 p 4～p 11 に掲げる事前準備が完了し、電子申出に必要となる「**申出者コード**」を取得したら、「**申出書データ等**」(zipファイル)について、申出書の受付期間内に、以下の手順でオンライン提出を行います。

① 申出システムで「申出書データ等」のzipファイルを作成し、用意しておきます。

※ 申出システムによる申出書データ等の作成では、ミスの無いうよう、以下の操作説明書を十分ご確認ください。特に、申出システムのメインメニュー画面で選択する『**申出年月**』の選択を誤ると、補正のやり取りが大変煩雑となるため、ご注意ください。

➤ 化審法低生産量・少量新規化学物質申出システム(ver7.03) 操作説明書 [✓HP](#)

② デスクトップ上にあるe-Govアプリケーションのアイコン又はe-Gov電子申請のページからアプリケーションを起動後、ログインします。

➤ e-Gov電子申請のページ [✓HP](#)

※ デスクトップにアプリケーションのアイコンを置くことが許可されていない場合は、e-Gov電子申請のページからアプリケーションにログインしてください。

③マイページにて、『手続検索』をクリックします。

The screenshot shows the e-GOVマイページ (My Page) interface. The top navigation bar includes 'マイページ' (My Page), '手続検索' (Procedure Search), '手続ブックマーク' (Procedure Bookmarks), '申請案件一覧' (List of Application Cases), 'メッセージ' (Messages), and '基本情報管理' (Basic Information Management). The '手続検索' tab is highlighted with a red box. Below the navigation bar, there are three notification boxes: '申請案件に関する通知' (Notifications regarding application cases) with 0 items, '手続に関するご案内' (Guidance regarding procedures) with 0 items, and '公文書' (Official Documents) with 0 items. Below these, there is a section for '手続ブックマーク' (Procedure Bookmarks) with a list item '少量新規化学物質製造・輸入申出' (Application for production and import of small quantities of new chemical substances).

◎以下、「少量新規化学物質の申出」の場合を例に説明します。「低生産量新規化学物質の申出」を行う場合は、「少量新規」を「低生産量新規」に読み替えてください。

④「手続名称から探す」で『少量新規』を入力し、『検索』をクリックします。

The screenshot shows the e-GOV手続検索 (Procedure Search) page. The top navigation bar includes 'トップ' (Top), '電子申請について' (About Electronic Applications), '利用準備' (Preparation for Use), '手続検索' (Procedure Search), and 'ヘルプ' (Help). The '手続検索' tab is selected. The main heading is '手続検索' (Procedure Search). Below the heading, it says 'e-Govで受付可能な手続が検索できます。' (You can search for procedures that can be accepted by e-Gov). There are two main sections: '状況から探す' (Search by Situation) and '手続名称から探す' (Search by Procedure Name). The '手続名称から探す' section is highlighted with a red box. It contains a search input field with the text '少量新規' (Small quantity new) and a '検索' (Search) button.

⑤「少量新規化学物質製造・輸入申出」の『申請書入力へ』をクリックします。

The screenshot shows the e-GOV search results page. At the top, there's a navigation bar with 'e-GOV 電子申請' and links for 'トップ', '電子申請について', '利用準備', '手続検索', and 'ヘルプ'. Below this is the '手続検索結果一覧' section. A search filter box contains fields for '手続名称' (set to '少量新規'), '所管行政機関' (set to '選択してください'), '手続分野分類' (set to '選択してください'), '大分類' (set to '選択してください'), '中分類' (set to '選択してください'), and '小分類' (set to '選択してください'). A '検索' button is on the right. Below the filters, it shows '4件' results. The first result is '労働安全衛生法に基づく少量新規化学物質の製造又は輸入に係る厚生労働大臣の確認申請'. Below this, there's a red-bordered box containing the text '少量新規化学物質製造・輸入申出' and a button labeled '個別認証必要'. To the right of this box, a callout bubble points to a blue button labeled '申請書入力へ' with the text '化審法の『申請書入力へ』ボタンはこちらです。'. Another blue button labeled '申請書入力へ' is visible further to the right.

⑥個別認証画面にて、事前に取得した「申出者コード」（p 3 参照）をユーザ I D 欄に、「申出者確認コード」をパスワード欄に入力し、『OK』をクリックします。

The screenshot shows the '個別認証' (Individual Authentication) screen. It has a title '個別認証' and a subtitle '申請・届出に必要な情報を入力してください。'. Below this are two input fields: 'ユーザ I D' and 'パスワード'. Both fields are highlighted with red rectangles. To the right of the 'ユーザ I D' field, a callout bubble points to it with the text 'ユーザ I D : 申出者コード (数字 5 桁)'. To the right of the 'パスワード' field, a callout bubble points to it with the text 'パスワード : 申出者確認コード (数字 7 桁)'. At the bottom left, there is a 'キャンセル' button, and at the bottom right, there is a blue 'OK' button, which is also highlighted with a red rectangle.

⑦申請書入力画面にて必要事項の入力等を行い、『内容を確認』をクリックします。

次ページを参照
(申請する様式一覧)

申請書データ等のzipファイル
(1ファイルのみ)を添付して
ください。
※添付するzipファイルのファ
イル名は、申出システムから
出力されたままとし、**変
更しないでください**(ファ
イル名を変更すると申出が
無効となります)。

申請内容確認

入力内容を確認し、「提出」ボタンを押してください。

基本情報

申請者情報

法人名 経済三本部
申請者氏名 電子申出株式会社
住所 東京都東京都千代田区麹町

連絡先情報

法人名 経済三本部
連絡先氏名 申 電子申出株式会社
住所 東京都東京都千代田区麹町

e-Govアカウントに登録されている
申請者情報、連絡先情報が転記され
ます。登録内容の修正は、マイペ
ージの「基本情報管理」から行って
ください。

2. 少量新規化学物質製造・輸入申請/少量新規化学物質製造・輸入申請

申請・届出に関する事項を入力してください。
複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。

申請する様式一覧

添付書類

提出する書類がある場合、添付してください。

提出先

提出先の機関を選択してください。

提出先 製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

「申請データを保存」又は「一時保存して中断」
をクリックし、データファイルを保存しておくこ
とで、後から読み込むことができます。(p 1 8
参照)

(申請する様式一覧)

様式番号:	少量新規化学物質製造・輸入申出
様式名:	
申出書作成日:	令和 年 月 日
あて先1:	厚生労働大臣 殿
あて先2:	経済産業大臣 殿
あて先3:	環境大臣 殿
氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
代表者氏名〈個人の申請は個人名〉のフリガナ:	シンセイ シロフ
代表者氏名〈個人の申請は個人名〉:	申請 四郎
法人名〈個人の申請においては入力不要〉:	電子申出株式会社
住所:	東京都千代田区麹が関
申出者コード:	
申出者確認コード:	

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法(律第3条第1項第5号の確認を受けた)ので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条第1項の規定により別添のとおり申し出ます。

⑧申請内容を確認し、問題なければ『提出』をクリックします。

e-GOV 電子申請

お問合せ ヘルプ

申請書入力

申請内容確認

提出完了

申請内容確認

入力内容を確認し、「提出」ボタンを押してください。

基本情報

申請書情報

詳細

法人名	電子申出株式会社
申請者氏名	申請 四郎
住所	東京都東京都千代田区麹が関

連絡先情報

法人名	電子申出株式会社
連絡先氏名	申請 四郎
住所	東京都東京都千代田区麹が関

手続名称

少量新規化学物質製造・輸入申出／少量新規化学物質製造・輸入申出

申請書提出対象一覧

申請書名称	少量新規化学物質製造・輸入申出	プレビュー
-------	-----------------	-------

添付書類

moushide_arc	9999999999999moushide_arc1.zip
--------------	--------------------------------

提出先

提出先	製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
-----	---------------------

修正

申請内容を出力(PDF)

提出

提出完了画面が表示されます。

e-GOV 電子申請

お問合せ ヘルプ

申請書入力 申請内容確認 提出完了

提出完了

提出後の審査状況等はマイページの「申請案件一覧」から確認できます。

申請情報 申請書控えを出力(PDF)

到達番号	1512020000000231
到達日時	2020年12月1日 13時32分32秒
法人名	経済三太郎
申請者氏名	電子申出株式会社
手続名称	少量新規化学物質製造・輸入申出/少量新規化学物質製造・輸入申出
到達結果	到達
所管府省	経済産業省
提出先	製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
申請様式	少量新規化学物質製造・輸入申出
書類名	moushide

ブックマーク

マイページトップへ

以上で、申出書データ等の送信(オンライン提出)の手続は完了となります。

- 提出後に、当局から審査の進捗状況に関する連絡(申出の補正通知、受理通知)を行いますので、e-Govから送信されるお知らせメールが届いたら必ず確認してください(マイページから進捗状況を随時確認いただけます。)

- 当局からメールにて**補正通知**が届いたら、速やかに、p 19以降の手順に従って差戻しデータの修正及び再提出を行ってください。

(注)補正通知を申出システムに取り込む際、本資料 p 2 1 ⑥の申出システム画面の取込結果に『**取り込んだ申出書はシステムに登録されていません。**』などに表示された場合は、補正通知が正常に取り込めず、差戻しデータの修正ができないことを意味しますので、直ちに、本資料 p 2 に掲げる電子申出に関するお問合せ先まで、メールにてご連絡ください。

- e-Gov電子申請において操作手順の変更や利用の一時停止となる場合には、e-Gov電子申請のページ **HP** のお知らせやメンテナンス情報にて情報提供されますので、随時ご確認ください。

(参考) e-Gov電子申請のマイページにおける主な機能

e-Gov電子申請のマイページでは、申請案件の一覧、申請状況や差戻し内容の確認、補正通知のあった申出の再提出等を行うことができます。

The screenshot shows the e-Gov user dashboard. At the top, there's a header with the e-Gov logo, the text '電子申請', and user information including the last login time '2020年11月27日 17:51'. Below the header is a navigation bar with tabs: 'マイページ', '手続検索', '手続ブックマーク', '申請案件一覧', 'メッセージ', and '基本情報管理'. The '申請案件一覧' tab is selected. Below the navigation bar, there are three callout boxes: 1. '申請案件の一覧・状況の確認や、補正通知のあった申出の再提出ができます。' (You can check the list and status of application cases, and re-submit cases with correction notices.) 2. '差戻し通知の確認や申出の再提出ができます。' (You can check the return notice and re-submit.) 3. 'e-Govアカウントの登録内容を修正することができます。' (You can correct the registration information of your e-Gov account.) Below these, there's a section for '手続ブックマーク' (Procedure Bookmarks) with a description: '「手続検索」からよく申請する手続をブックマークすることができます。' (You can bookmark procedures you often apply for from 'Procedure Search'). Then, there's a section for '直近の案件' (Recent Cases) with a table of application cases. A callout box points to the '到達番号' (Arrival Number) column, stating: '到達番号をクリックすると、当該番号に紐づく申請案件が表示され、補正通知のあった申出の再提出ができます。' (Clicking the arrival number displays the application case linked to that number, and you can re-submit cases with correction notices.) Below the table is a section for 'お知らせ' (Announcements) with a list of recent notices. Then, there's a section for 'メンテナンス情報' (Maintenance Information) with a message: '現在、メンテナンス情報はありません。' (There is no maintenance information at the time.) At the bottom, there are two buttons: 'リニューアル前に申請した案件をアカウントに紐づけ' (Link cases applied for before the renewal to your account) and '作成済みの申請書を読み込' (Load completed applications).

e-GOV 電子申請

前回ログイン 2020年11月27日 17:51 お問合せ ヘルプ

マイページ 手続検索 手続ブックマーク 申請案件一覧 メッセージ 基本情報管理

申請案件に関する

申請案件の一覧・状況の確認や、補正通知のあった申出の再提出ができます。

差戻し通知の確認や申出の再提出ができます。

e-Govアカウントの登録内容を修正することができます。

手続ブックマーク

「手続検索」からよく申請する手続をブックマークすることができます。

直近の案件

ステータス	到達番号	法人名	申請者氏名	手続名称	到達日時
到達	1512020000000231	電子申出株式会社	申請 四郎	少量新規化学物質製造・輸入申出...	2020年12月1日

お知らせ

2020年11月24日 重要 当面のお問合せ対応状況について (e-Gov利用者サポートデスク)

2020年11月24日 重要 11月24日以降、e-GovのWebサイトが正しく表示されない場合等について

2020年11月24日 e-Gov e-Govリニューアルに伴う変更点について (電子申請関係)

メンテナンス情報

現在、メンテナンス情報はありません。

リニューアル前に申請した案件をアカウントに紐づけ

作成済みの申請書を読み込

2020年11月24日に行われたe-Govリニューアル以前に行った申請内容の紐付けを行うことができます。

「申請データを保存」又は「一時保存して中断」(p 15 参照)を行ったデータを読み込むことができます。

(参考)「補正通知」が届いた際の対応手順

電子申出を行った後、不備等があった場合に当局から送信する補正指示のメール（補正通知）が届いたら、以下の手順で対応してください。

1. 補正通知を申出システムに取り込み、補正通知の内容を確認する

- ①e-Gov電子申請のページから『メッセージ』をクリックし、申請案件に関する通知一覧画面で、該当する申請のお知らせに付されている『通知』をクリックします。



- ②添付ファイル内の「sepsystemW.zip」ファイルをダウンロードした後、そのファイルを解凍して「Receipt.csv」ファイルを保存しておきます。

通知	
本文	
コメント	
	添付書類を参照ください。
添付ファイル	999000000000000002.xml commenttsuchi.xml sepsystemW.zip 伝達事項.txt
到達番号	1512020000000231
種別	お知らせ
法人名	電子申出株式会社
申請者氏名	申請 四部
手続名称	少量新規化学物質製造・輸入申出/少量新規化学物質製造・輸入申出
発行日時	2020年12月1日 14時06分
発出元	経済産業省

- ③ 申出書データ等の作成を行った申出システムを起動し、申出システムメインメニュー画面で『受理状況表示』をクリックします。

申出システムメインメニュー

Version: 7.01.00

申出システムメインメニュー

申出種別: ☒ 少量新規 ☐ 低生産量

申出者(事業者): 00000000000000 電子申出株式会社

申出年月: 2019 年 01 月度

初期設定

初期設定

申出書作成

新規作成 継続作成 転用作成

一時保存・登録済データ修正 削除 年月度分全削除

申出書出力

申出書提出

各連絡担当者作成 申出書データ取込 e-Gov申請用データ出力

受理状況表示

受理状況表示

- ④ 『取込』をクリックします。

受理状況表示 (少量新規)

[申出システムメインメニュー](#)

Version: 7.01.00

申出年月: 2019年01月度 申出者(事業者): 00000000000000 電子申出株式会社 担当者: 0000統括太郎

受信時刻: 申出年月: 2019年01月度

法人番号: 0000000000000000 法人名: 法人A

処理結果: 全て

No	社内番号	社内登録名称	申出番号	受付番号	処理結果	確認数量

選択中データ:

社内登録名称

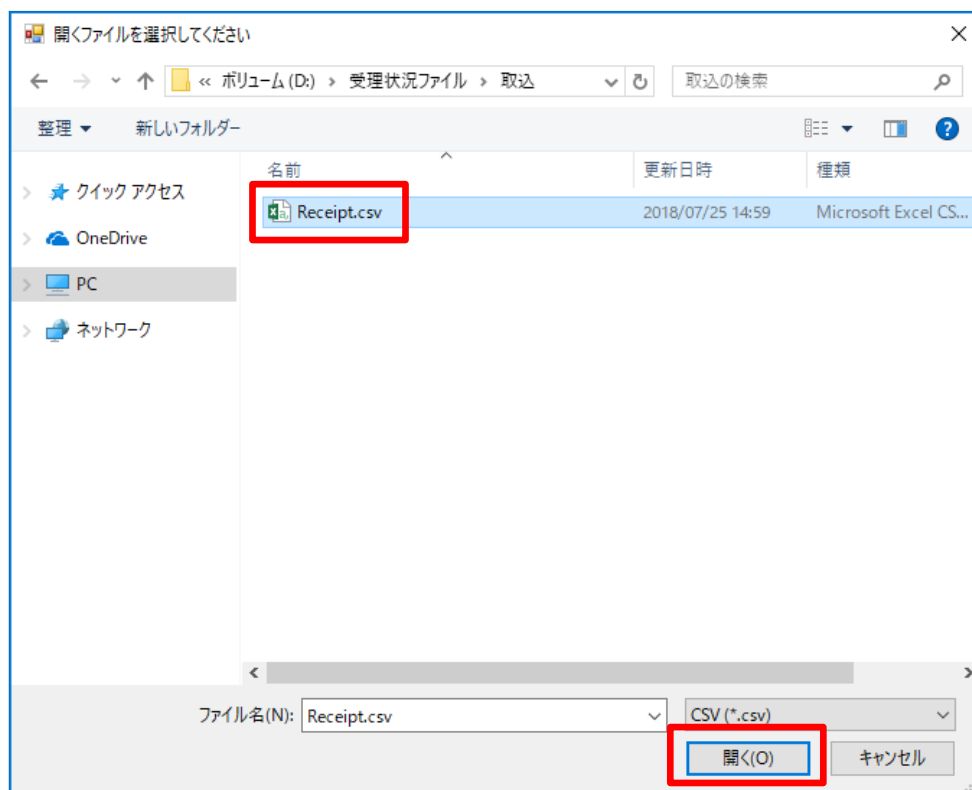
処理結果(受理状況、施行)

取込結果:

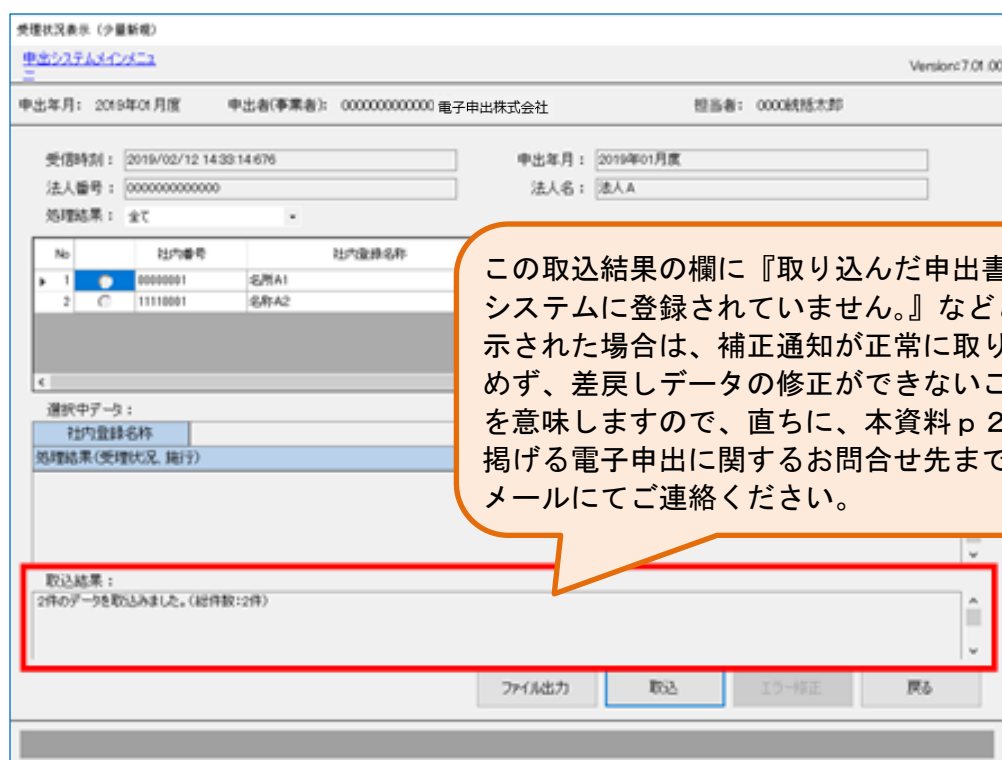
ファイル出力 取込 エラー修正 戻る

⑤保存した「Receipt.csv」ファイルを指定し、『開く(O)』をクリックします。

(注) ②で「sepsystemW.zip」ファイルを解凍した「Receipt.csv」ファイルでなければ、申出システムに取り込むことはできません。



⑥補正通知の取込結果を確認します。



2. 差戻しデータの修正

- ①処理結果が「差戻し」となっているデータを選択し、『エラー修正』をクリックします。

受理状況表示 (少量新規)

申出システムメニュー

Version: 7.01.00

申出年月: 2019年01月度 申出者(電子申出株式会社) 00000法人A 担当者: 0000統括太郎

受信時刻: 2019/02/12 14:33:14.676 申出年月: 2019年01月度

法人番号: 0000000000000000 法人名: 法人A

処理結果: 全て

No	社内番号	社内登録名称	申出番号	受付番号	処理結果	確認数量
1	00000001	名所A1	00000001	00000000000000190001	差戻し	0.000
2	00000001	名所A2	00000001	00000000000000190002	受理	0.000

選択中データ: 社内登録名称 名所A1

処理結果(受理状況、施行)

様式チェック、目視チェックで認められた以下のエラーについて修正のうえ、再送信してください。
なお、期限までに正しく修正がなされないと正式に受理されません。
修正してください。

取込結果:
2件のデータを取込みました。(総件数: 2件)

ファイル出力 取込 エラー修正 戻る

- ②必要な修正を行い、『登録』をクリックします。

申出書データ修正 (少量新規)

申出システムメニュー

Version: 7.01.00

申出年月: 2019年01月度 申出者(事業者): 電子申出株式会社法人A 担当者: 0000統括太郎

申出番号: 000000001 社内番号*: 00000001 申出状況: 修正依頼

受付番号*: 0000000000000019 0001

申出方法
☒ 製造のみ
☐ 輸入のみ
☐ 製造と輸入

担当者
部署: 部署1
氏名: 統括太郎 電子メールアドレス: nnnnnnnnnn@nnnn.nnn.nnn
電話番号: 00-0000-0000 FAX番号: 00-0000-0000

☐ 用途追加申出
用途を追加する申出の受付番号:

※通常の申出では対応できない案件の場合のみ選択してください。詳細は「手続きについて」をご覧ください。
※既に得ている確認を一旦取り消しますので、「確認通知書の再発行のお願い」を別途郵送で提出してください。

社内登録名称*: 名所A1

上付 下付
ローマ 斜体

一時保存 登録(受付番号自動採番あり) 登録(受付番号自動採番なし) 戻る

※受付番号の下4桁を入力し、『登録(受付番号自動採番なし)』をクリックすることで、当初と同じ受付番号にて提出できます。

③修正が完了したら、申出システムメインメニュー画面で『e-Gov申請用データ出力』をクリックし、再提出用のzipファイルを出力しておきます。

(注) zipファイルを出力する際には、修正後のデータに加え、**修正通知のなかったデータも併せて、全件分のデータを選択してください。**

申出システムメインメニュー

Version: 7.01.00

申出システムメインメニュー

申出種別: ☒ 少量新規 ☐ 低生産量

申出者(事業者): 00000000000000法人 A 電子申出株式会社

申出年月: 2019 年 01 月度

初期設定

初期設定

ログアウト

申出書作成

新規作成 継続作成 転用作成

一時保存・登録済データ修正 削除 年月度分全削除

申出書出力

申出書提出

各連絡担当者的作成 申出書データ取込

e-Gov申請用データ出力

受理状況表示

受理状況表示

3. 補正済みデータの再提出

- ① e-Gov電子申請のページから『申請案件一覧』をクリックし、補正通知の出されている件名をクリックします。

e-GOV 電子申請 お問合せ ヘルプ

マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | **申請案件一覧** | メッセージ | 基本情報管理

申請案件状況

申請情報

到達番号	1512020000000231
電子申出株式会社	経済三太郎
申請者氏名	申請 四郎
手続名称	少量新規化学物質製造・輸入申出／少量新規化学物質製造・輸入申出
提出先組織	製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

ステータス：審査中（補正待ち） 履歴一覧

到達／補正日	審査開始	審査終了	手続終了	申請取下げ
2020年12月1日 13時32分	2020年12月1日 13時44分			申請取下げ

メッセージ：3件

発行日時	種別	件名	発出元	既読状況
2020年12月1日 14時10分	補正	申請書補正のお願い	経済産業省	既読
2020年12月1日 14時06分	お知らせ	連絡事項	経済産業省	既読

種別が「補正」となっている件名をクリック

- ② 『再提出』をクリックすると、申請書入力画面（p 15 参照）に移動しますので、p 23 で出力した再提出用のzipファイルを添付し、申請内容確認画面で『提出』をクリックします。

申請書補正のお願い

本文	次の到達番号の申請・届出について不備等を理由とする再提出が求められています。
添付ファイル	99900000000000010.xsl hoseitsuuchi.xml
到達番号	1512020000000231
種別	補正
法人名	
申請者氏名	申請 四郎
手続名称	少量新規化学物質製造・輸入申出／少量新規化学物質製造・輸入申出
発行日時	2020年12月1日 14時10分
発出元	経済産業省

戻る メッセージを保存 **再提出**

以上で、補正通知に基づく再提出の手続は完了となります。

(参考)「拒否通知」が届いた際の対応手順

申請案件一覧からの申請案件状況画面で、ステータスが『手続き終了(返戻)』になっている場合は、「拒否通知」が発出され、申出書データ等に形式的な不備があるため申出が提出されていない状態を意味します。拒否通知内容を確認し、速やかに受付期間内に申出書データ等の修正・再送信を行ってください。

1. 拒否通知を受け取り、拒否通知の内容を確認する

- ①e-Gov電子申請のページから『申請案件一覧』をクリックし、「手続き終了(返戻)」の出されている到達番号をクリックします。

マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | **申請案件一覧** | メッセージ | 基本情報管理

申請案件一覧

これまでに申請した案件の一覧です。

絞り込み条件

1件

到達日時: 昇順・降順

納付状況 | 納付待ち件数 | 補正通知件数 | 公文書等件数

手続き終了(返戻)

到達番号: 1512022000000281 | 到達日時: 2022年4月5日 11時55分

電子申出株式会社

山田 太郎

少量新規化学物質製造・輸入申出/少量新規化学物質製造・輸入申出

- ②申請案件状況画面で『通知』をクリックします。

申請案件状況

申請情報

到達番号	1512022000000281
法人名	電子申出株式会社
申請者氏名	経済 三太郎
手続名称	少量新規化学物質製造・輸入申出/少量新規化学物質製造・輸入申出
提出先組織	製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

ステータス **手続き終了(返戻)**

到達/補正日	審査開始	審査終了	完了	申請取下げ
2022年4月5日 10時54分			2022年4月5日 13時02分	

メッセージ: 2件

発行日時	種別	件名	既読状況
2022年4月5日 13時06分	補正	拒否通知	既読
2022年4月5日 11時58分	お知らせ	通知	未読

「通知」をクリックする

『通知』へのアクセス方法は、p 19に示しているe-Gov電子申請のページの『メッセージ』から申請案件に関する通知一覧画面に遷移する方法もあります。

③添付ファイル「sepsystemW.zip」をダウンロードし、そのzipファイルの中に入っている「Refuse.txt」ファイルを保存します。

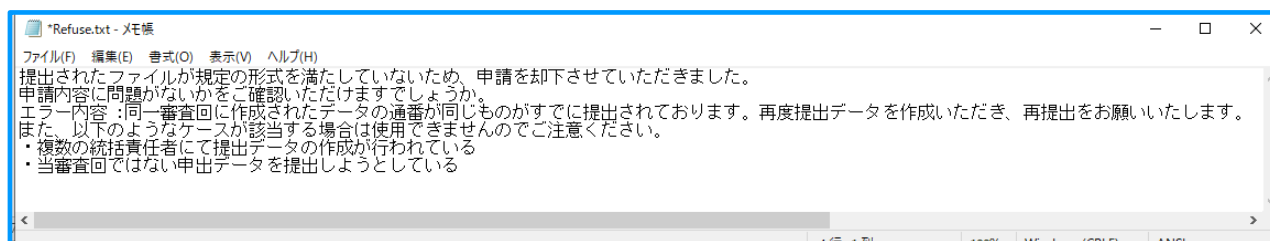
通知

本文	■伝達事項 ご確認よろしくお願いいたします。 ■ファイル送信のお知らせ sepsystemW.zip(ファイルサイズ:326B)のファイルを送付しました。 ■案件の問い合わせ先 課室名:製造産業局化学物質管理課化学物質安全室 e-mail:shoryoshinki-system@meti.go.
添付ファイル	sepsystemW.zip
到達番号	1512022000000281
種別	お知らせ
法人名	電子申出株式会社
申請者氏名	経済 三太郎
手続名称	少量新規化学物質製造・輸入申出／少量新規化学物質製造・輸入申出
発行日時	2022年4月5日 11時58分
発出元	製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

・ダウンロード／解凍する。
・「sepsystemW.zip」内にある
Refuse.txtファイルを保存する。

④「Refuse.txt」ファイルを開いて、拒否理由を確認します。

「Refuse.txt」ファイルは、メモ帳等のテキストエディタで開いて、確認してください。
申出システムに取り込んで確認、申出データ等を修正することはできません。



2. 拒否データの修正・再提出

①必要な修正を行い、『e-Gov申請用データ』を作成します。

拒否通知が発出される理由はいくつかあります（下表参照）。原因の内容を確認して対処いただき、e-Gov申請用データを作成してください。

なお、下表の③と④は申出書データ等を改めて作成いただく必要があります。補正通知が届いた際のように申出システムで『エラー修正』を行うことはできず『**転用作成**』を行ってください。

表 よくある拒否の理由と発生原因

	形式的な不備により拒否した理由	発生原因
①e-GOV提出時	e-GOVの添付書類に複数のファイルを添付している。e-GOVからの提出は1送信1ファイルでなければならない。	・e-GOVの添付書類に用途証明書を添付した。 ・e-GOVの添付書類に複数物質の申出の複数ファイルを添付した。
②申出システムのデータ関連	旧バージョンの申出システムでデータが生成されている。7.02以前のデータは受付不可。	・申出システムを最新版に更新していなかった。
	データが申出システムで出力された所定の形式ではなかった。	・申出システムで生成したpdfや書面の申出書のpdfを提出した。 ・複数の申出データを申出システムを用いずに、別の結合圧縮ソフトウェアでZIPファイルでまとめたものを提出した。
	申出システムが自動生成したファイルのファイル名が変更されている。ファイル名は変更してはいけない。	・ファイル名に日付を追加した。
	再提出前後でファイルの送信回数が変わっていない。	・複数の統括責任者が個別に申出を行い、同じファイル名のデータを提出した。 ・申出システムを使用せずにファイルのデータを手で修正した。
③申出年月	申出年月が間違っている。	・申出システムの申出年月を受付回の年月に合わせないで申出データを作成した。
④確認を受けようとする年度の受付コード	確認を受けようとする年度の受付コード※の年度が間違っている。 ※2023年度の場合：法人番号（13桁）＋年度（2桁：23）＋申出番号（4桁）	・前年度に提出した申出データを更新せずにそのまま提出した。

②申請案件状況画面の件名の『拒否通知』をクリックすると、拒否通知のポップアップが表示されます。『再提出』をクリックすると、申請書入力画面（p15参照）に移動します。p23で出力した再提出用のzipファイルを添付し、申請内容確認画面で『提出』をクリックします。

拒否通知

本文	ご確認よろしくお願いたします。
到達番号	1512022000000281
種別	補正
法人名	経済産業省共済組合
申請者氏名	山田 太郎
手続名称	少量新規化学物質製造・輸入申出／少量新規化学物質製造・輸入申出
発行日時	2022年4月5日 13時06分
発出元	製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

戻る

メッセージを保存

再提出

以上で、拒否通知に基づく再提出の手続は完了となります。